

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

1 指定取消し対象事業者

- (1) 法人名 株式会社プレスクリエイト
- (2) 代表者 代表取締役 中井 雅祥
- (3) 法人所在地 大阪府大阪市北区末広町三丁目 13 番

2 事業所名及び所在地

- (1) 事業所名称 児童発達支援・放課後等デイサービス アミィ〜
- (2) 所在地 大阪府三島郡島本町江川二丁目 11 番 5 号
- (3) サービス種別 児童発達支援・放課後等デイサービス

3 指定取消し年月日

令和 2 年 1 月 3 1 日（金曜日）

4 指定取消しの理由

不正請求（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号）

法人代表は、人員基準を満たせていないことを知りながら、児童指導員等加配加算を取り下げることなく不正に請求し、受領していた。